■図表 1 「従業員承継」の事例内容について

		'	I IAL	一个小小口		- 5010						
	会社状法	社状況 資本金2000万円、発行株						总 総数400株(発行価格 5 万円/株)				
	時,	点	2018年 3 月							2022年	3	
	項		①従業員Bの取締役就任と株式の一部買取						②代表取締役の変更			
	内	容	給、経営	営者AはE	業員Bは取締役に 3に株式180株(45 (Bは従業員退職	5%分)を1株57	万円、総		2022年3月に会社はAに役締役に就任。2022年4月に 7 1株12万円(総額2640万円)			
			(議決権割合)					\Rightarrow				
	株主名				人 代表取締役 A	「表収締役 A ・・・・・・・		代表取締役 A →顧問				
	の異動			譲渡前	400株(100%)	_			取得前	220株(55%)	1	
				譲渡後	220株(55%)	180株(45%)			取得後	_	1	

2022年3月および4月

②代表取締役の変更と会社の自己株式の取得

2022年3月に会社はAに役員退職金を支給し、Bが代表取 締役に就任。2022年4月にAは残りの220株を自己株式とし て1株12万円(総額2640万円)で会社に譲渡

(議決権割	\triangle
(\square

株式を譲渡した場合においての税務上の適正な

今回の事例では、20

8年3月にAがBに

(図表2③)。

			(成人(在司口)
	代表取締役 A →顧問	取締役 B →代表取締役	会 社 (自己株式)
取得前	220株(55%)	180株(45%)	_
取得後	_	180株(100%)	220株(0%)

■図表 2 株式譲渡にかかる課税関係の説明と留意点

No.	内容			
1	【2018年3月のAからBへの譲渡】 会社は毎期10%(200万円)の配当を行っており、配当還元方式による評価額5万円/株が税務上の適正な価額となります。当価額でAがBに株式を譲渡すれば、同族株主以外の零細株主であるBに贈与税はかかりません。またAの株式の取得価額が5万円/株なので5万円/株で譲渡しても、Aの譲渡金額900万円に対して税金はかかりません。			
2	【2022年4月のAから会社への譲渡】 Aにとっての税務上の適正な価額は、所得税基本通達56-2に基づいて12万円/株と算出されました。当価額で会社が自己株式としてAより株式を取得すれば、資本取引に該当し、原則的には買手の会社側には課税は生じません。 12万円/株で株式を譲渡したAには、みなし配当として、取得価額5万円/株を超える7万円/株に譲渡した220株を乗じた総額1540万円が配当所得として課税されます。なお譲渡代金のうち取得価額分の金額1100万円(5万円×220株)には税金はかかりません。			
3	【自己株式を税務上の適正な価額よりも低い価額で譲渡した場合の課税】 自己株式を12万円/株未満で譲渡した場合には、会社が安く株式を買ったことで、唯一の株主であるBの株価が上昇するため 値が移転するため)、AからBに対する贈与税が課される可能性がある点に留意が必要です。 また適正な価額の12万円/株の1/2未満の6万円/株未満で譲渡する場合は、Aは会社に12万円/株で譲渡したとみなされて所 税が課税されるので税負担が重くなります。			

部分についてはみなし配当として課税されます

したAについては取得価額1株5万円を超える

【Q4】「従業員承継」の課題は?

(図表22)。

譲渡すれば会社に課税はありません。

また譲渡

譲渡した場合において、

税務上の適正な価額で

譲渡益がりとなり課税されません

(図表2①)。

2022年4月にAが会社に自己株式として

Bに贈与税はかかりません。また譲渡したAも

す。そのため、

1株5万円で株式を譲渡すれば

るため配当還元方式により1株5万円となりま

譲渡後もAが株式の55%を保有して

41

ことをお勧めします る対策を講じた上で、 員承継」の課題です。 スムーズな引き継ぎができましたが、 たことで自己株式の譲渡価額も過大にならずに 職金の支給により会社の純資産が引き下げられ の融資、事業承継税制などの方法を検討され 門家に相談の上、 業員に自社株購入の資金が少ないことが 後継者の資金不足への対策は複雑ですので専 今回の事例では、 自社 従業員退職金および役員 金融機関やファンド 株式の評価額を引き下げ 通常は従 「従業 から 退

と経営権 あります。 (代表権) の両方を承継させる必要が

【Q1】「従業員承継」のメリットと承継方法

価の引き下げ等により資金面での課題を解決す が高額になる場合には、退職金の支給による株 ることが重要です。 に対して株式を譲渡しますが、 所有権 (株式) の承継は、 般的には従業員 自社株式の株価

【Q2】従業員承継の事例は?

先、金融機関からの理解や信用を得やす 員を後継者に選定すれば、他の従業員や、 営の一貫性が保てるとともに、

信頼できる従業

取引

員が経営者のもとで創業時からの企業理念を共

企業独自の文化も理解しているため、

経

「従業員承継」のメリットは、

承継する従業

維持を考え、 廃業も考えましたが、30人ほどの従業員の雇用 創業者であるAは身内に後継者がいない 2 18年3月に長年現場の責任 ため

族内承継と同様に、

最終的には所有権

(株式)

中小企業における従業員への事業承継は、



社内の役員や従業員が会社を引き継ぐ「従業員承

がある。

この「従業員承継」は人選の幅が広

事業承継を行う場合、親族を後継者とする以外に

例をもとに

「従業員承継」のポイントを解説する。

がる一方で、資金調達の困難さも伴う。今回は事

中田 和重 中田公認会計士事務所所長 公認会計士・税理士

55%分)を自己株式として会社がAから買い取 の希望通り数千万円の退職金を支払いました。 022年3月にBはAから代表権を引継ぎ、 見て判断したいとの回答がありました 部(180株、 また2022年4月に残りの株式 の従業員の協力により業績も向上 代表取締役の就任については今後の業績動向を 取締役就任後のBの経営者意識の高まりと他 45%分)の買取は承諾するが したため、 (220株、 (図表 Α 2

株式譲渡に係る課税は?

Q 3

りました(図表1②)。

譲渡益 適正な価額と譲渡額との差分について贈与税や 価額よりも低い価額で譲渡を行った場合等には、 そのため株式の譲渡において、 評価方法に基づき適正な価額が算定されます。 非上場株式における税務上の価額は、 等が課されるケー 税務上 スがあり 一の適正な 一定

業員Bに事業承継を打診しました。 者としてお客様や他の従業員から人望がある従 その当時は、

5万円

×

400株)の買取とAへの退職金の

は、資本金として出資した2000万円(1株

ったので、

欲しいとの内容でした。

支給および銀行の借入金の保証人を引き継い

で

員退職金の受取を原資として、

これに対してBからは、

取締役の就任と従業

Aから株式の

銀行から数千万円の借入金も

経営者Aの「従業員承継」への要望

HISHO • 2